

令和5年第6回教育委員会臨時会会議録

- 1 開会宣言 令和5年4月3日（月）午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- 3 出席者 高橋教育長、小林委員、佐藤委員、松井委員、梅田委員
- 4 説明のための出席者
平岡教育部長、野水教育総務課長、小林子育て支援課長、
熊倉学校教育課長、森田教育センター長、佐藤教育総務課課長補佐、
井上教育総務課庶務係長、

5 傍聴人 1人

6 議 題

(1) 教育長職務代理委員の指名について

7 審議の経過及び結果

(高橋教育長)

就任に当たり、御挨拶申し上げます。

本日、市長から辞令をいただきまして、教育長を拝命させていただくことになりました高橋誠一郎と申します。

第5次総合計画が完成し、そして、市民の皆様にも概要版等が配布されたところでございます。この第5次総合計画を受け、教育大綱、そして教育基本方針につきましても策定されたところでございまして、私といたしましても、そこに掲げられた果たすべき課題についてしっかりと正対し、微力ながら精一杯務めてまいりますので、教育委員の皆様からの変わらぬ御指導をお願い申し上げます。

(1) 教育長職務代理委員の指名について

(高橋教育長)

「日程第1 教育長職務代理委員の指名について」です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されております。

私としては、教育委員の在任期間が長く、昨年12月から3月末までの4か月間、実際に教育長職務代理者として責任を果たされた実績をお持ちであることから、小林委員を指名したいと思います。

小林委員、いかがでしょうか。

(小林委員)

ただ今、御指名いただきましたので、お受けしたいと思います。

ただ、教育長職務代理委員は、教育長に何かあったときは、事務局のトップとして実際に事務全般を見なくてはならない立場にありますが、実際には非常に難しいことであると実感しました。

私が職務代理者を務めた4か月の間、その職務のうち、具体的な事務の執行の部分については、教育部長に委任しておりましたので、今後も同様に取り扱っていただきたいと思います。

(高橋教育長)

分かりました。

具体的な事務の執行の部分については、「三条市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規程」において、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関する事務を除いた事務については、教育部長に委任できる旨定めておりますので、今後もそのように取り計らいたいと思います。

それでは、小林委員から一言御挨拶をお願いいたします。

(小林委員)

改めまして、御指名により教育長職務代理委員となった小林です。

微力ではありますが、精一杯務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

8 閉会宣言 午後1時35分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

教育長 高橋 誠一郎